

＊「意見書」は、医療機関で診察を受け、医師に作成していただき提出してください。

[医師用]

意見書

はなさき保育園殿

園児氏名：_____

病名〔 _____ 〕

症状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日から
登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：_____

医 師 名：_____ (印)

- ・保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。
- ・感染力のある期間に配慮し、子どもの健康状態が集団での生活が可能なほど回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断されてからの登園をお願いします。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師より感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師により感染のおそれがないと認められていること 5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること